



一般財団法人 千葉県社会保険協会

月刊 社保ちば

目次

● 日本年金機構からのお知らせ ●

- 「11月30日は年金の日」のお知らせ 2
- 11月はねんきん月間です 3

● 協会けんぽ千葉支部からのお知らせ ●

- 特定保健指導を受けましょう！ 4
- 第三者行為による健康保険の届出について 5
- 上手な医療のかかり方を心がけましょう！ 5

● 千葉県社会保険協会からのお知らせ ●

- 山武市成東「いちご狩り」補助券配付のご案内 6
- 令和2年度写真コンテスト作品募集のご案内 7
- 「新型コロナウイルス感染症から会社と従業員を守る公的支援ガイド」の追加配付のご案内 8
- 鴨川シーワールド割引券ご利用再開について 8

割引券(補助券)ご利用に際してのお願い

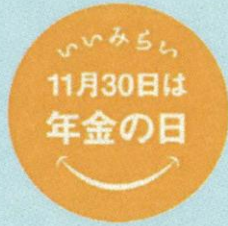
現在、新型コロナウイルス感染予防と拡大防止を目的に様々な対策が各企業団体および施設でとられています。当協会が配付しております割引券(補助券)をご利用の際には、各施設のホームページまたは電話等にて最新情報を必ずご確認くださいませよう何卒お願い申し上げます。

千葉県社会保険協会のホームページ ➔ <https://shaho-chiba.jp>



スマホ対応してます

● 日本年金機構からのお知らせ ●



いいみらい 11月30日は 年金の日

年金情報を手軽に確認できる「ねんきんネット」で、
年金記録の確認や年金見込額の試算をしてみませんか



https://www.nenkin.go.jp/n_net

ねんきんネット

詳しくは、
「ねんきんネット」
で検索

電話でのお問い合わせも、お気軽にどうぞ

「ねんきんネット」に関するお問い合わせは下記専用番号へ

0570-058-555

050から始まる電話でおかけになる場合は(東京)03-6700-1144

受付
時間

月～金曜日:午前8時30分～午後5時15分(月曜日のみ午後7時まで)
第2土曜日:午前9時30分～午後4時
※祝日(第2土曜日は除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません

11月は ねんきん月間 です

年金保険料、納めていますか？
この機会に年金加入状況の確認を！

日本年金機構は厚生労働省と協力して11月を「ねんきん月間」と位置づけ、公的年金制度の普及・啓発活動を行います。

「ねんきん月間」では、公的年金制度の趣旨や仕組みを分かりやすく伝えるさまざまな取組を行っています。この機会に、公的年金について考えてみませんか？

主な取組内容

- 年金セミナー動画や「わたしと年金」エッセイの優秀作品の掲載等、日本年金機構ホームページに「ねんきん月間」特集ページを設置します。
- 日本年金機構公式Twitterで、年金制度に関するミニ講座を実施します。
- 年金セミナーや制度説明会を実施※します。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じたうえ可能な範囲で実施します。

⚠️ ご存知ですか？

公的年金には、老後の支えとしての役割だけでなく、障害年金、遺族年金という制度があります。

国民年金保険料を納めないまま放置すると・・・

年金を受け取ることができない場合があります!!
必ず納めましょう。

国民年金保険料を納めるのが難しい場合は・・・

申請することにより、保険料の納付が免除、または猶予される場合があります。



「ねんきん月間」の趣旨は、日本年金機構ホームページをご覧ください。

<https://www.nenkin.go.jp/>

日本年金機構

検索



協会けんぽ千葉支部からのお知らせ

▼ 事業主様へ ▼
ぜひ職場内で回覧をお願いいたします。

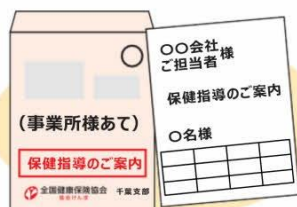
従業員の皆さまの健康維持・増進のために 特定保健指導を受けましょう！

特定保健指導とは？

健康管理の専門家である保健師・管理栄養士がサポートする、生活習慣改善のためのプログラムです。
健診結果に基づき、メタボリックシンドローム(*)のリスクのある方に**無料**で実施しています。

※メタボリックシンドロームとは内臓脂肪症候群のことで、**心筋梗塞・脳梗塞・糖尿病**など、生活習慣病の要因の一つです。

特定保健指導の流れ



POINT

健診日当日に特定保健指導を受けられる健診機関もあります。
健診の待ち時間に行えますので、後日、事業所様に日程調整をしていただく負担が減ります。

健診受診後、ご本人様に
健診結果が届く。

健診受診から2～3か月を目途に、事業所様あてに
「保健指導のご案内」が届きます。

・保健指導実施機関によって案内方法が異なる場合があります。

メタボ
黄色信号

動機付け支援の方



〈初回面談〉

〇〇を目標に
しましょう！

3か月以上
経過後

達成
状況の
確認

メタボ
赤信号

積極的支援の方



〈初回面談〉

〇〇を目標に
しましょう！

ごしょう！

3か月以上
支援後

達成
状況の
確認

事業所ご担当者様へのお願い

- ◆対象となった従業員様が特定保健指導を受けられるよう、日程調整・面談場所の確保等にご協力をお願いいたします。
- ◆面談後は協会けんぽもしくは保健指導実施機関の保健師等から、取組状況などをお伺いするために、事業所様を通して対象となった従業員様にお電話やお手紙などご連絡する場合がございます。お取次ぎ等ご協力をお願いいたします。

「特定保健指導の実施率」は加入者の皆さまの取組が保険料に反映される「インセンティブ制度」の評価指標となっています。

ご自身の健康づくり、健康保険料率の上昇を抑えるため、健診受診後にご案内が届いた方は、必ず特定保健指導をご利用ください。

お問い合わせ先

TEL:043-308-0525 (健診・特定保健指導専用ダイヤル)

交通事故など相手方（第三者）の行為による負傷で健康保険を使用するときは届出が必要です

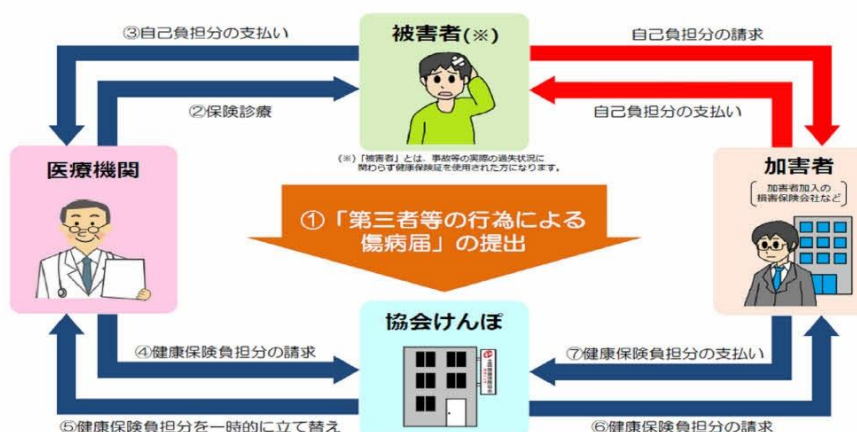
第三者行為とは？

交通事故や暴力など相手方（第三者）の行為により負傷した場合はいます。

届出が必要な理由

第三者行為により負傷した場合の治療費は本来加害者（第三者）が負担するべきものです。健康保険証を使用する場合は、協会けんぽが医療費の一部を立て替えて支払い、後日、加害者（自動車保険会社なども含む）に請求することとなります。（下図参照）

そのため、請求先や事故の状況等について「第三者等の行為による傷病届」にて届出を行っていただく必要があります。なお、業務中や通勤途上での負傷は、労災保険に該当しますので、労働基準監督署にご相談ください。



必要な時に必要な医療を受けられるよう

上手な医療のかかり方を心がけましょう！

夜間や休日診療は、急な病気や大ケガなどの**緊急性の高い患者**のためにあります。(※)

急な症状でない場合には、休日や夜間を避け、**平日の日中にかかりつけ医**を受診してください。

※平日・日中とは診療体制が異なるため、検査なども十分にできないことがあります。



緊急な場合以外は、

平日・日中の受診をお願いいたします。

平日・日中の受診は、夜間や休日診療などの「時間外受診」にかかる割増料金の発生を防ぐことができます。

協会けんぽ出張窓口
松戸年金事務所

開設日…月曜日～金曜日（平日のみ）

開設時間…8：30～17：15（うち12：00～13：00は不在）



申請書は協会けんぽのホームページから印刷できます。

協会けんぽホームページはこちら



申請書はすべて郵送でご提出いただけます。



～事務ご担当者様へお願い～

退職者の健康保険証の回収の徹底にご協力をお願いします。



メルマガ登録はこちら



11月17日から

山武市成東いちご狩り 補助券の配付がはじまります



- 利用期間 令和2年12月下旬～令和3年5月5日（水・祝）
※期間中でも気象条件・園の事情により入園できない場合や要予約の期間もありますので、お出かけの際には、各加入いちご園に必ずお問合わせください。
（土・日・祝祭日は、早めに閉園する場合があります。）
- ところ 山武市成東観光苺組合加入苺園 TEL 0475-82-2071（観光案内所）
ホームページ <http://sanmu15.com/>
- 入園料 下記の入園料から補助料金400円を差し引いた金額を組合加入の各いちご園に当日お支払ください。
- 申込方法 下記申込書に必要事項を記入し、返信用封筒(94円切手貼付・送付先を明記したもの)を必ずご同封のうえ下記申込先まで郵送にてお申込みください。※1事業所15枚までとさせていただきます。
- 申込先 〒260-0001 千葉市中央区都町3-18-13（一財）千葉県社会保険協会 いちご狩り補助券 宛
- 申込期間 令和2年11月17日（火）から配付開始 ※補助券がなくなり次第、配付を終了します。

山武市成東観光苺組合入園料金表

期 間	小学生以上	4歳～6歳(未就学児)	3歳以下
12月下旬～1月4日※1	¥2,000	¥1,600	¥500※2
1月5日～3月24日	¥1,700	¥1,300	¥500※2
3月25日～4月6日	¥1,500	¥1,100	¥500※2
4月7日～5月5日	¥1,200	¥800	¥300※2

※1 1/4までは予約が必要です。開園していますいちご園に予約をお願いします。

※2 お子様の入園は、保護者の方と一緒にお願いします。

※コピーしてお申込みください

山武市成東いちご狩り補助券申込書

申 込 枚 数
枚

※1事業所15枚まで

事業所記号	事業所番号
事業所名	
所在地 〒	
T E L	

令和2年度 写真コンテスト作品募集のご案内

皆さまの感性あふれる作品を、ぜひご応募ください！お待ちしております！



- ✂ **応募期間** 令和2年12月1日(火)～令和3年1月14日(木)
- ✂ **題材** 自由です。「四季の風景」「心に残るスナップ(思い出に残る感性あふれる写真)」「文化・スポーツ・社会の変化を記録したもの」や千葉県内の「まつり」や「行事」など大歓迎です。
- ✂ **作品サイズ** 六ツ切～四ツ切版またはA4サイズ(カラー)
- ✂ **応募資格** 当協会会員事業所の被保険者様と被扶養者様
- ✂ **送付先** 〒260-0001 千葉市中央区都町3-18-13
(一財)千葉県社会保険協会 写真コンテスト 宛
- ✂ **審査員** 丹羽 敏憲 氏 (全日本写真連盟関東本部委員)
- ✂ **発表** ホームページ(令和3年3月アップロード予定)および「月刊社保ちば2021(令和3年3月号)」に掲載し作品応募者へ通知します。
- ✂ **賞** 推薦1点・特選2点・準特選2点・秀作8点 ※入賞賞品をご用意しています。
- ✂ **応募方法および注意点**
 - ① 作品は未発表のものに限ります。
 - ② 応募点数は1人7点以内とさせていただきます。
 - ③ 下記の応募票をコピーしていただき、必要事項をご記入のうえ、応募作品の裏面に貼付してください。
 - ④ 入賞の応募作品は返却いたしません。選外作品につきましては返却いたします。
 - ⑤ 応募作品は「社会保険ちば」・「月刊社保ちば」の表紙に使用させていただく場合があります。
 - ⑥ 入賞作品の原版(ネガ・デジカメデータ等)は、入賞発表後、提出していただく場合があります。



キ リ ト リ

写 真 コ ン テ ス ト 応 募 票			
氏 名		男 ・ 女	歳
事業所名	〒		
所在地			
電話番号			
画 題			
撮影場所	() 市		
カメラ		撮影月	月
フィルム・デジタル区分	フ ィ ル ム ・ デ ジ タ ル		

※ご記入いただいた個人情報は、写真コンテスト(当協会ホームページおよび機関誌への掲載含む)以外には利用いたしません。

「新型コロナウイルス感染症から会社と会社と従業員を守る公的支援制度活用ガイド」を追加配付します

社会保険ちば夏号に同封いたしました標記のリーフレットをご希望の会員事業所様に追加配付いたします。

ご希望の場合は、下記**申込書にご記入**のうえ、申込書の左側に記載した**切手と返信用封筒（角2封筒・送付先明記）**を同封し、当協会（〒260-0001 千葉市中央区都町 3-18-13 千葉県社会保険協会）へご郵送ください。※なお切手は**返信用封筒には貼らず**に同封してください。

数に限りがあります。在庫がなくなり次第、配付終了となります。

◆新型コロナウイルス感染症の影響で、支障が生じた場合の支援制度の活用について企業向け、個人向けに説明されているリーフレットです。

◆新型コロナウイルス感染症対策の支援制度につきましては随時更新されておりますので最新情報をご確認ください。

リーフレット表紙



※コピーしてお申込みください

「新型コロナウイルス感染症から会社と従業員を守る公的支援制度活用ガイド」申込書

同封する切手と返信用封筒枚数

申込部数	切手	封筒
1~20部	140円切手×1	1
21~40部	140円切手×2	2
41~60部	140円切手×3	3

※上記以上の部数をご希望の場合はご連絡ください。

※協会使用欄（事業者様側のご記入の必要はありません）

事業所名

担当者名

事務所所在地 〒

事務所 TEL

申込部数

部

❗ 鴨川シーワールド割引券ご利用再開について ❗

鴨川シーワールドでは、令和2年7月23日（木）から入館制限が実施され、それに伴い各種割引券は利用停止となっておりましたが、

令和2年10月12日（月）から割引券のご利用再開が決定しました。

なお、令和2年11月22日（日）は入館制限実施のため割引券利用は停止となります。

※施設をご利用の際は、最新情報をホームページ等で必ずご確認ください。